

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(新採用・一般職員用③ 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番 号	正 解	解 説
1	×	法・規程の適用対象となる「職員」は、国家公務員法に規定する一般職に属する国家公務員(委員、顧問、参与等で常勤を要しないものを除く。)とされており(法第2条第1項)、非常勤職員であっても、諮問的な官職である委員、顧問、参与などを除けば、法・規程の適用対象となります。
2	×	利害関係者に該当する企業の全従業員が利害関係者となるわけではなく、一般には、職員の所掌事務に関係する部門の従業員が当該職員の利害関係者となります。ただし、職員の所掌事務とは関係しない部門の従業員であっても企業の利益のために職員と接触しているような場合等には、所属部門にかかわらず、利害関係者となります。
3	×	職員が異動した場合、異動前のポストの利害関係者は異動後3年間は利害関係者とみなされますが(規程第2条第2項)、職員の利害関係者である民間企業の従業員が他の部門に異動した場合には、このような取扱いはありません。したがって、当該従業員の異動先が職員の所掌事務とは関係しない部門である場合には、原則として利害関係者とはなりません。
4	○	利害関係者からお中元等の贈り物が届けられた場合には、速やかに返送することが原則ですが、贈り物がなま物であるため返送する過程で腐敗することが明らかである場合には、倫理監督官に報告の上、適宜処分(廃棄等)すれば足りることとされています。
5	○	利害関係者から金銭の貸付けを受けることは、通常一般の利子を支払う場合でも禁止されていますが、銀行業、信託業、貸金業等を営んでいる事業者が業として行う貸付けについては、通常一般の利子を支払う場合であれば認められます。(規程第3条第1項第2号)

6	×	<p>規程第3条第2項第4号においては、職務として利害関係者を訪問した際に、周囲の交通事情等から相当と認められる場合には、利害関係者が日常的に利用している自動車(社用車等)の提供を受けることは認められていますが、タクシーの提供を受けることは認められません(もちろん、自己の費用を負担してタクシーを利用することは認められます。)</p>
7	×	<p>職員が利害関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に規程で定める禁止行為をさせるような行為は禁止されています。これについては、その反倫理性の強さから、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品の贈与、多数の者が出席する立食パーティー等での飲食の提供など、職員本人への行為であれば例外として認められるような行為であっても認められません。(規程第3条第1項第9号)</p>
8	×	<p>規程第4条第1項では、私的な関係がある利害関係者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、例外的に禁止行為を行うことができることとされています。本問のように、たとえ大学のサークルの先輩・後輩という私的な関係があったとしても、頻繁に許認可の申請が行われているという利害関係の状況を考慮すると、当該先輩からごちそうになる行為は問題があると言わざるを得ません。</p>
9	×	<p>規程第5条第1項においては、利害関係者以外の事業者等からであっても、その者から供給接待を繰り返し受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けることは禁止されています。本問のように、現在利害関係者ではないが、かつて職務上の利害関係者であった業者から繰り返し供給接待を受けることは、国民から見て、利害関係があった時期に何らかの不正が行われていたのではないかと疑惑や不信を招くおそれがあるため、同項の禁止行為に該当する可能性があります。</p>
10	×	<p>利害関係者からの依頼に応じて講演を行う場合、あらかじめ倫理監督官の承認を得れば報酬を受け取ることが認められますが、講演等の報酬の基準は、その講演等の準備に要するものも考慮されて定められていることから、準備資料や配付資料について別途報酬を受けることは認められません。(規程第9条)</p>